

46. 災害時における飲料水の提供に関する協定書

災害時における飲料水の提供に関する協定書

神河町(以下「甲」という。)とキンキサイン株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における必要な飲料水の提供及び調達に関し、以下のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- (1) 町域で災害が発生、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、県又は他市町から飲料水の調達を要請された場合

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙所有の本社第二工場（神河町福本 767-18）内にあ
る備蓄飲料水を甲に無償提供する。

(飲料水の引渡し)

第3条 飲料水の引渡しは、原則として、前条に記載の本社第二工場で行うものとし、甲が派遣し
た職員が引渡しを受けるものとする。

2 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を
要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出す
るものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し
出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、解消しようとする1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定め
のない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年5月25日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

神 河 町

神 河 町 長

山名宗悟



乙 兵庫県姫路市香寺町犬飼 527-1

キンキサイン株式会社

代表取締役社長

山口義弘



4 7. 播磨広域防災連携協定

播 磨 広 域 防 災 連 携 協 定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信

の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

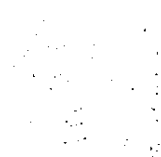
第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

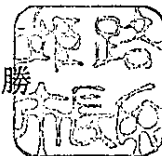
上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年（2014年）4月22日



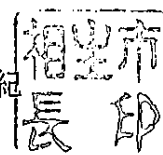
姫路市長

石見利勝



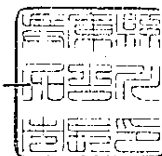
相生市長

谷口芳紀



加古川市長

樽本庄一



小野市長

蓬萊



赤穂市長

豆田正明



西脇市長

片山象三



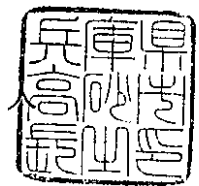
三木市長

藪本吉秀



高 砂 市 長

登 幸



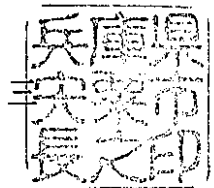
加 西 市 長

西 村 和 平



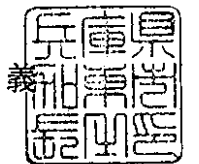
宍 粟 市 長

福 元 晶 三



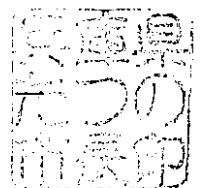
加 東 市 長

安 田 正 義



た つ の 市 長

栗 原



明 石 市 長

泉 ・ 房



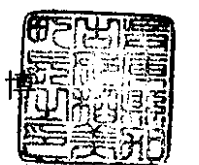
多 可 町 長

戸 田 善 規



稲 美 町 長

古 谷 博



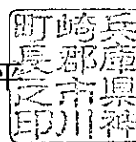
播磨町長

清水ひろ子



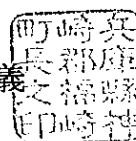
市川町長

岡本修平



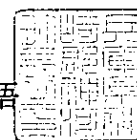
福崎町長

嶋田正義



神河町長

山名宗悟



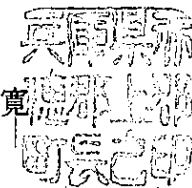
太子町長

北川嘉明



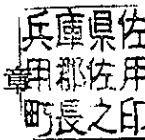
上郡町長

遠山寛



佐用町長

庵途典章



48. 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との
連携・協力に関する協定書

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
 - (2) 地域見守り支援に関すること。
 - (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
 - (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
 - (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 播磨広域連携協議会
（構成市）

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長

石見 利勝



(構成市)

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長 樽本 庄一



(構成市)

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市

たつの市長 西田 正則



(構成市)

兵庫県小野市王子町806番地の1

小野市

小野市長 蓬萊 務



(構成市)

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸人



(構成市)

兵庫県西脇市郷瀬町605番地

西脇市

西脇市長 來住 壽一



(構成市)

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長 藪本 吉秀



(構成市)

兵庫県加西市北条町横尾1000番地

加西市

加西市長 西村 和博



(構成市)

兵庫県加東市社50番地

加東市

加東市長 安田 正義



(構成市)

兵庫県相生市旭1丁目1番3号

相生市

相生市長 谷口 芳紀



(構成市)

兵庫県赤穂市加里屋 8 1 番地
赤穂市
赤穂市長

豆田 正明



(構成市)

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 番地 6
宍粟市
宍粟市長

福元 晶



(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地
稲美町
稲美町長

古谷 博



(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 3 0 号
播磨町
播磨町長

清水 ひろ子



(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町 1 2 3 番地
多可町
多可町長

戸田 善規



(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前 6 4 番地
神河町
神河町長

山名 宗徳



(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺 1 6 5 番地の 3
市川町
市川町長

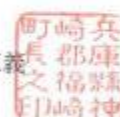
岡本 修平



(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地の 1
福崎町
福崎町長

嶋田 正義



(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鵜 1 3 6 9 番地 1
太子町
太子町長

北川 嘉明



(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町

上郡町長

工藤

崇



(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町

佐用町長

庵道

典章



乙 日本郵便株式会社近畿支社

大阪府大阪市中央区北浜東3番9号

支社長

安村

幸夫



播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかった場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者 【神河町】

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

No.		神 河 町		郵 便 局	
		担当課名	電話番号	担当郵便局	電話番号
1	連携・協力に関する全般的なこと	総務課	34-0001	大河内郵便局	34-0050
2	災害時における相互協力に関すること	情報センター 住民生活課	32-2752 34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050
3	地域見守り支援に関すること	健康福祉課 (教育課)	34-0001 34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050
4	不法投棄の情報提供に関すること	住民生活課	34-0001	大河内郵便局 神崎郵便局	34-0050 32-0050
5	道路損傷等による危険箇所の情報提供 に関すること	建設課	34-0001	大河内郵便局 神崎郵便局	34-0050 32-0050
6	その他、地域の活性化・住民サービスの 向上に関すること	地域振興課 総務課	34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050

49. 災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定書

災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定書

災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の３の規定に基づき、神河町内に地震、風水害等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるＬＰガス等の支援協力について次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条 災害時において甲がＬＰガス及び燃焼機器等の機材（以下「ＬＰガス等」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（様式第１号）により避難所等へのＬＰガス等の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、ＬＰガス等を甲に優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第２条 ＬＰガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第３条 乙は、ＬＰガス等を供給するに当たり、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第４条 第１条に基づく協力に要した経費は甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第５条 乙は、諸活動中に知り得た災害等における被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式第2号)により相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月12日

甲 神崎郡神河町寺前64

神河町

神河町長

山名宗悟

乙 姫路市青山西二丁目22番20号

一般社団法人兵庫県LPガス協会姫路支部

支部長

井内利治

様式第1号(第1条関係)

年 月 日

(一社)兵庫県LPガス協会 姫路支部

支部長

様

神 河 町 長

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で物資の供給を要請します。

記

1. 引渡場所

2. 要請物資

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
LPガス(kg)			
LPガス(kg)			

3. その他必要とする事項

神河町

担当 :

電話 :

様式2(第7条関係)

甲の第1 連絡責任者

所属	神河町総務課	固定電話	0790-34-0001
職名	課長	携帯電話	090-1893-4095
氏名	前田 義人	FAX	0790-34-0691
E-mail	y-maeda@town.kamikawa.hyogo.jp		

甲の第2 連絡責任者

所属	神河町住民生活課	固定電話	0790-34-0962
職名	課長	携帯電話	090-6906-7369
氏名	足立 和裕	FAX	0790-34-1556
E-mail	k-adachi@town.kamikawa.hyogo.jp		

乙の第1 連絡責任者

所属	ダイネン(株)姫路営業所	衛星電話	
職名	所長	携帯電話	090-7967-7225
氏名	坪田 樹	FAX	079-261-2422
E-mail	tsubota@dainen.co.jp		

乙の第2 連絡責任者

所属	伊丹産業(株)福崎工場	衛星電話	88216-6876-2457
職名	工場長	携帯電話	090-3352-7025
氏名	杉本 竜昭	FAX	079-232-4765
E-mail	w111@itami-grp.co.jp		

50. ヤフー㈱情報応援協定書

災害に係る情報発信等に関する協定

神河町（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害（以下「災害」という。）に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、兵庫県神河町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
1. 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 2. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協

定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、甲は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

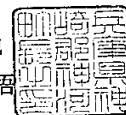
（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016 年 3 月 / 日

甲：兵庫県神河町神崎郡神河町寺前 64 番地
兵庫県神崎郡神河町長 山 名 宗 悟



乙：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社 代表取締役 宮 坂 学



5 1. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（コメリ災害対策センター）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表第1に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第6条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び、乙が行った運搬等の経費は、

甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(改正及び廃止)

第8条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

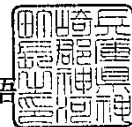
第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 /6 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄一郎



5 2. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ホームプラザ ナフコ神崎店）

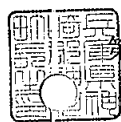
災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、ホームプラザ ナフコ神崎店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）



第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食器類
- （2）日用品
- （3）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）



第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ホームプラザ ナフコ	神崎店	神崎郡神河町福本851番地の19

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはホームプラザナフコ神崎店 店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 **3月16日**

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山名 宗 悟



(乙) 兵庫県神崎郡神河町福本851番地の19

ホームプラザナフコ神崎店

店 長 山 長 剛



5 3. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（マックスバリュ西日本㈱）

災害時における生活物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という）と、マックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という）とは、災害時における生活物資の確保に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な生活物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、生活物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（生活物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する生活物資の範囲は、被害の状況に応じ原則として別表第1に掲げる生活物資のうちから指定するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに生活物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書又は電話等により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 生活物資の引渡し場所 および引渡し場所までの配送方法は、甲と乙が協議して決定するものとする。

2 乙が引渡し場所まで配送する場合、甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（物資供給場所の対象施設）

第7条 物資供給場所として使用する主たる店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
マックスバリュ西日本㈱	マックスバリュ神河店	神崎郡神河町栗賀町363番地

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはマックスバリュ西日本株式会社総務部部長とする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(改正及び廃止)

第10条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知するものとする。

(疑義)

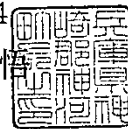
第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月27日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前6-4

神河町長 山名宗悟



(乙) 広島県広島市南区段原南1丁目3-5-2

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役 加栗章男



5 4. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（生活協同組合コープこうべ）

災害時における生活物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に生活物資を供給できるようにすることを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行に当たっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他の関係法令を遵守しなければならない。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、生活物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、別表第1の拠点事業所の支障がない範囲内において、甲に対し、優先的かつ速やかに生活物資の供給を行うとともに、その旨連絡するものとする。



（生活物資の指定）

第5条 生活物資は、別表第2のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲乙協議の上、指定できるものとする。

（生活物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

（生活物資の配送）

第7条 生活物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、平素から物価及び需要の動向並びに事業所の状況、その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に関する情報を知り得たときは、直ちに通報し合うものとする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければ

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

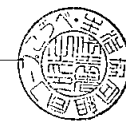
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月25日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64
神河町長 山名 宗悟



(乙) 兵庫県神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
生活協同組合コープこうべ
組合長理事 本田 英



5 5. 災害時における生活物資の確保に関する協定（㈱エーコープ近畿）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、株式会社エーコープ近畿（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食料品
- （2）食器類
- （3）日用品
- （4）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社エーコープ近畿	栗賀店	神崎郡神河町栗賀町321-1

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあっては株式会社エーコープ近畿 栗賀店店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 27 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 高槻市番田1丁目51番1号

株式会社エーコープ近畿

代表取締役社長 島 秀 和



56. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ゴダイ㈱）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、ゴダイ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

○ 第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）日用品
- （2）くすり
- （3）その他、乙の取扱い商品



（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ゴダイ株式会社	ゴダイドラック神崎店	神崎郡神河町福本75

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはゴダイ株式会社管理本部 本部長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 3 / 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 博



(乙) 姫路市綿町104番地スクエアビル2F

ゴダイ株式会社

管理本部 本部長 笠 原 集



57. 災害における生活物資の確保に関する協定書（㈱ジュンテンドー）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食器類
- （2）日用品
- （3）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。



（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
株式会社 ジュンテンドー	神崎店	神崎郡神河町福本654番地

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあっては株式会社 ジュンテンドー 神崎店店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

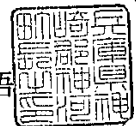
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 4 月 6 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 広島県安芸郡府中町茂陰1丁目13番45号

株式会ジュンテンドー

代表取締役社長 飯 塚 正



58. 災害時における廃棄物処理に関する応援協定書

災害時における廃棄物処理に関する応援協定書

神河町（以下「甲」という。）と、兵庫県環境事業商工組合（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物処理等の救援活動に関し、助け合い精神に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における廃棄物の処理に関する応援を要請することについて、必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と、被災排水処理施設の早期復旧を期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「災害時における廃棄物」とは、災害時に発生した廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び、農業集落排水施設等の管路に堆積した土砂）で、甲が生活環境の復旧上、特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- （1）廃棄物の処理に必要な機材、資材の提供
- （2）廃棄物の処理に必要な人員の派遣
- （3）前各号の掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し必要な事項

（応援要請）

第3条 甲は、災害が発生し、それに伴う廃棄物の処理が必要な場合は、乙に対し応援を要請するものとする。

（応援要請の手続き）

第4条 甲が乙に対し行う応援要請は、原則として次に掲げる事項を示して文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書による要請の時間がない時は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（1）連絡責任者

（2）応援要請内容（作業内容、作業場所、作業予定期日）

（3）その他必要な事項

（応援の実施）

第5条 乙は、応援要請を受けた場合、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

（応援のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき必要な措置を講ずるものとする。

（実施報告）

第7条 乙は、甲からの応援要請を受け、廃棄物処理に関する応援を行ったときは、次の各号に掲げる事項の文書（様式2号）で甲に通知するものとする。

（1）応援期間

- (2) 応援場所
 - (3) 応援作業内容
 - (4) 応援人員、機材等
 - (5) その他必要な事項
- (経費負担)

第8条 応援に要する経費は、原則として甲が負担するものとし、その額は適正価格として甲乙が協議の上決定する。

(損害賠償)

第9条 第4条の規定により応援に従事した乙の会員の職員は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)に加入したものを充て、当該職員がその応援作業従事のため死亡、負傷、又は疾病にり患した場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法その他の法令によるものとする。

(災害対策会議等への参画)

第10条 甲は必要と認めた場合は、乙に対し甲の主催する災害対策本部等の関係会議への出席を求めることができることとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては神河町住民生活課、乙においては兵庫県環境事業商工組合事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の災害対策を所管する組織を充てるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の適用)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3月19日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 神戸市中央区橘通4-2-6

兵庫県環境事業商工組合

理事長 田 中 一



59. 災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

神河町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

神河町（以下「甲」と言う。）と社会福祉法人神河町社会福祉協議会（以下「乙」と言う。）は、次のとおり神河町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神河町地域防災計画に基づくセンターの設置及び運営に関する必要な事項を定める。

（センターの設置）

第2条 甲及び乙は、必要があると判断した時は、甲乙協議のうえセンターを設置する。

（センターの設置場所）

第3条 乙は、センターを神崎支庁舎内に設置する。ただし、神崎支庁舎内にセンターを設置することが困難な場合は、甲乙協議のうえ決定した場所にセンターを設置する。

2 甲及び乙は、特に被害の大きい地域にセンターの設置の必要があると判断した時には、甲乙協議のうえ決定した場所にセンターの分所（以下「サテライト」という。）を設置することができる。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- （1）災害ボランティアセンターの運営に関すること。
- （2）災害ボランティアの受け入れ及び調整に関すること。
- （3）災害ボランティア保険の加入受け付けに関すること。
- （4）災害ボランティア活動を支援するための募金活動に関すること。
- （5）その他災害ボランティア活動支援に関すること。

（設置の要請）

第5条 甲は、乙にセンターの設置を要請するときは、日時、場所、その他センターの設置に必要な事項を明記し、文書により行う。ただし、緊急時においては口頭により要請し、その後速やかに文書を交付する。

2 乙は、センターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告する。

（担当窓口の設置）

第6条 甲は、町災害対策本部に、センターの設置及び運営を円滑に行うための担当窓口を設置する。乙は、設置された担当窓口を通して町災害対策本部との調整等を行い、被災状況及びセンターの設置及び運営に関する必要な情報を速やかに得る。

（関係団体との協力体制）

第7条 甲及び乙は、ボランティア団体、地域住民及び関係団体と情報交換等を行い、平常時からこれらの団体との連携に努めなければならない。

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、センターの設置及び運営並びに災害ボランティア活動支援を円滑に行うために必要な物資及び活動場所等を、協力して確保する。

(費用負担)

第9条 第4条各号に規定する業務に対し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動にかかる支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てる。

2 乙は、前項に規定する費用及び収入の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第10条 災害応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する賠償等は、災害ボランティア保険の範囲で対応する。

2 前項の災害ボランティア保険の加入にかかる費用は、甲が負担する。

(報告)

第11条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成26年12月24日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前64

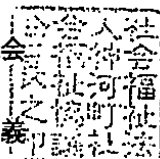
神河町長 山名 宗 惇



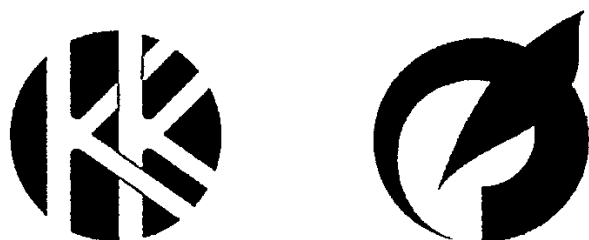
乙 兵庫県神崎郡神河町栗賀町630番地

社会福祉法人 神河町社会福祉協議会

会長 中野 正義



災害時相互応援に関する協定書



埼玉県児玉郡 神 川 町

兵庫県神崎郡 神 河 町

神川町・神河町 災害時相互応援に関する協定書

（趣 旨）

第1条 埼玉県神川町と兵庫県神河町（以下、「協定町」という。）は、友好・連携の精神に基づき、いずれかの町域において災害が発生し、被災町では十分な応急措置が実施できない場合に、被災町の要請にこたえ、相互に協力し、被災町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急復旧及び復興業務に必要な職員及び民間ボランティアの派遣
- (2) 被災町の被災者の受け入れ
- (3) 食糧、生活必需品、復旧活動等に必要な資機材の供給及び提供

（応援要請の手続き）

第3条 被災町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。
ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員等の職種及び人員
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的活動）

第4条 大規模な災害の際に通信途絶等により被災町から前条の要請がない場合は、応援町は速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項の情報収集により被害が甚大であると判断した場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災町の負担とする。

- 2 応援町の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援町の負担とする。
- 3 応援町の職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町が、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償の責めを負うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援町の職員の派遣に要する経費は、被災町及び応援町が協議して定める。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

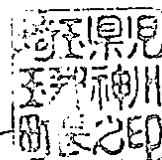
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、協定町の長それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 27 年 10 月 30 日

埼玉県児玉郡神川町大字植竹909番地

神川町長

清水雅之



兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町長

山名宗悟

